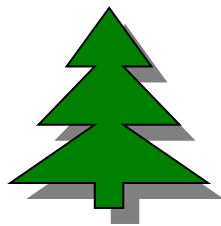


令和4年9月1日 発行 (No.028)



安全・適正就業通信

安全適正就業委員会・衛生委員会

公益社団法人 四国中央市シルバー人材センター

令和3年度 県最優秀作品表彰 安全就業スローガン

宇和島市 善家 伊佐夫様

「気の緩み そこに危険が見え隠れ」

8/18 令和4年度 第5回安全・適正就業委員会、衛生委員会 合同開催

「安全パトロール」は、現場作業がなかったので中止しました 草刈機二枚刃使用禁止について話しました

今月の安全パトロールは、現場作業がなかったので中止しましたが、以前からの課題であった草刈における2枚刃の使用について、現状は原則禁止となっていますが、安全就業の面からは使用を中止にすることに対して各委員間で意見の交換が行われました。

◆すすきヶ原入野公園除草作業（年4回実施）での一回目二枚刃使用と二回目チップソーを使用して作業を行った実績を比較検討した結果、二枚刃1枚に対してチップソー8枚ほどの使用を要することから、コスト面での会員の負担が重くなるので対策が必要となる。また、作業効率が低下することから、発注者への請求額が高くなることなどが、報告された。

◆事務局長から、これまで委員さんから安全就業の観点からは二枚刃は禁止すべきとの意見が出されてきた。また、現状として傷害事故が増加傾向にもあり、事務局としては非常に危機感をもっており、安全面を第一に考えた場合、リスクの高い二枚刃による作業は中止すべきと考えており、現場作業による問題点や課題を聞くかぎりでは、最終的には作業効率の低下による請求額の問題、経費アップによる会員負担の増加に関する対応策については、それぞれ請求額が高くなることについては、事務所での見積の段階で発注者との話し合いとなる。また、チップソーの材料費等を請求することで会員に支払いしたい。

◆委員長により二枚刃禁止について採択を図ったところ、賛成多数により、草刈作業において二枚刃の使用禁止という決議がなされた。

◆委員からは、今後二枚刃でなければ出来ないような現場に対して草刈に関しての姿勢が明確に示されていないので、事務局としてシルバー人材センターが行える草刈に関する基準等の明確化も必要になるのではないかと意見が出された。

令和4年度安全就業スローガンの募集について

- 募集期間 令和4年9月9日(金)
- 募集テーマ シルバー人材センターの会員に対する安全意識の高揚及び安全就業並びにシルバー人材センター事業を社会全体にアピールするもの
- シルバー人材センター会員及び役員の方であれば誰でも応募できます。
- 未発表のものに限ります。
- 推薦件数 10点以内(10点以上の募集があった場合は当センター安全・適正就業委員会において審査を行い決定)
- 最優秀等々の決定 最優秀作1点、優秀作2点、佳作5点を県シルバー人材センター連合会安全・適正就業対策推進協議会で決定
- 表彰等 令和4年度県シルバー人材センター連合会安全就業推進大会で表彰
- 申込先 各事務所、連絡所

令和4年度 四国中央市シルバー人材センター「事故発生状況」

傷害事故

(令和4年8月16日現在)

発生日	作業区分	事故発生状況	備考
1 令和4年4月19日	就業途上	畑における里芋収穫業務のためバイクで通勤途中、農道を西進中に前方を走行しているトラクターを追い越したのち転倒した。救急車で病院に運ばれ、頭部、顔面及び下肢の打撲と診断され、入院することとなった。	入院9日
2 令和4年5月25日	工場内作業	工場の敷地の中で休憩中にトイレに行こうと移動中、パレットにつまづき転倒し、右膝を強打。仕事終了後も痛みがあったため病院で受診すると膝のお皿が割れていて、手術することとなり、その後入院することとなった。	入院29日、通院3日
3 令和4年6月20日	枝打ち作業	金生町山田井の古城集会所付近で、電話線に絡んだはずらの除去を脚立に上がって作業中、不安定な状態になり落下した。病院で受診すると、右手小指脱臼及び腰の打撲と診断された。	通院中
4 令和4年6月27日	剪定作業	やまじ風公園内でツツジの剪定作業中、操作中のヘッジトリマーで左第1指を切創する。作業を中断し病院で受診、3針の縫合処置を受けた。	通院6日
5 令和4年6月27日	剪定作業	やまじ風公園内でツツジの剪定作業中、複数の黄色スズメバチが飛来し、右上腕を刺される。痛みと気分も悪くなったため、作業を中断し病院で受診、アナフィラキシーショック等の症状はなく、帰宅し療養する。	通院1日
6 令和4年7月29日	草刈作業	正円寺北側法面の草刈作業中、左手甲の1箇所をアシナガ蜂に刺される。刺された箇所の痛みが強く腫れてきたため、作業を中断し病院で受診。アナフィラキシーショック等の症状はなく、塗り薬の治療を受け、帰宅し療養する。	通院1日
2 令和4年8月3日	草刈作業	正円寺北側法面の草刈作業中、左手甲の1箇所をアシナガ蜂に刺される。刺された箇所の痛みが強く腫れてきたため、作業を中断し病院で受診。アナフィラキシーショック等の症状はなく、点滴治療を受け、帰宅し療養する。	通院1日



労災事故(労働者派遣事業)

(令和4年8月16日現在)

発生日	作業区分	事故発生状況	備考
1 令和4年6月10日	管理業務	翠波高原での清掃作業を終え、トラックの荷台を清掃するため、助手席側荷台のあおりを右手でつかみ荷台に上がろうとしたところ、あおりの留め具が外れており、バランスを崩して左手から地面につき転倒し、左手首を骨折した。	入院65日、通院中



賠償事故

(令和4年8月16日現在)

発生日	作業区分	事故発生状況	備考
1 令和4年7月23日	草刈作業	石の多い駐車場での草刈作業を行うため、事前に車のいない所を刈るよう指示していたが、事故にあった車の近くで作業をしたため、飛び石が車の右側のガラスに当たり破損させた。	見込賠償額153,500円